

都市消防委員会資料

名古屋市大規模災害時受援計画（案）について

平成29年11月16日

防災危機管理局

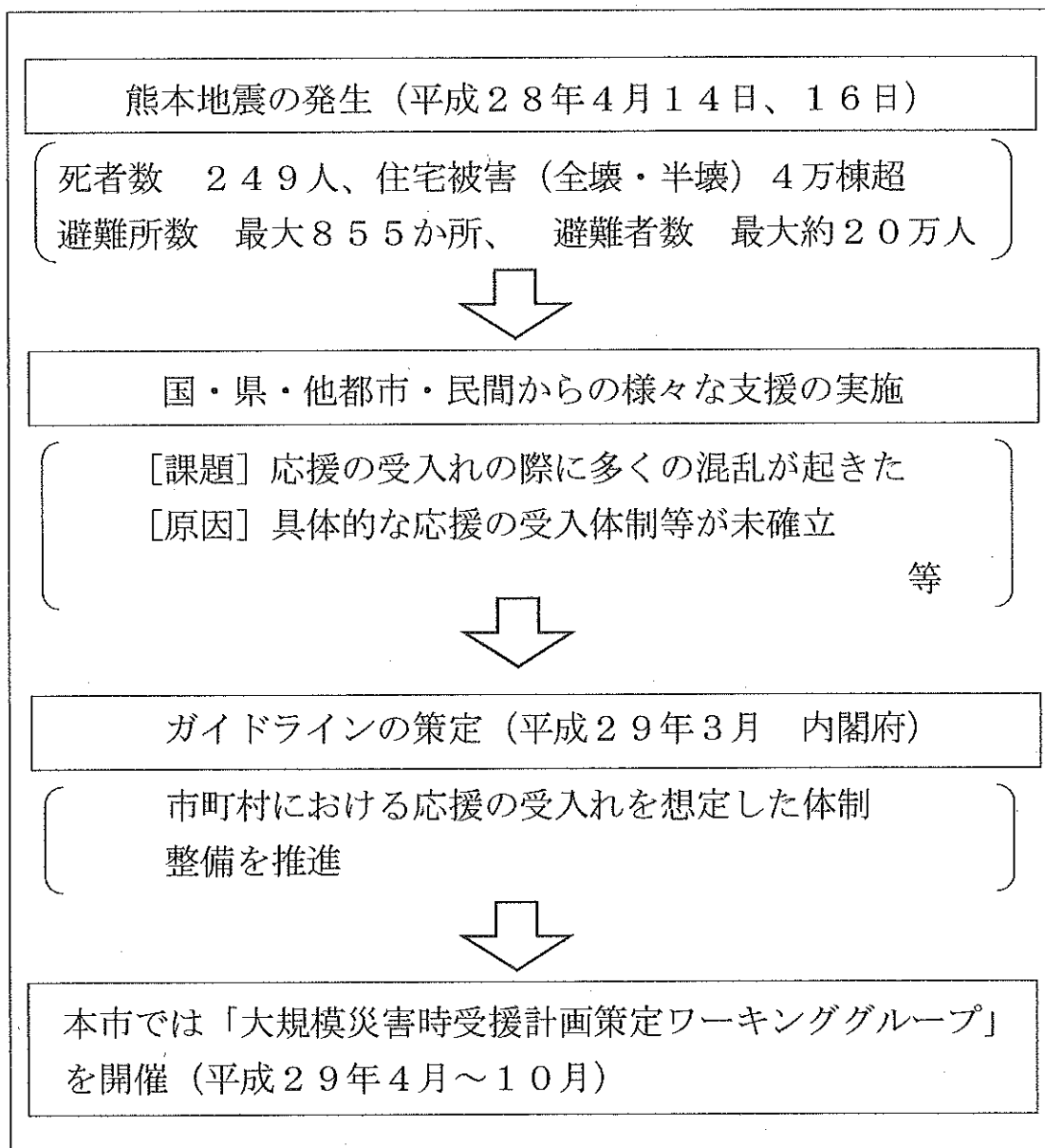
目 次

	頁
1 策定の趣旨.....	1
2 本市における主な災害時応援に係る現状.....	2
3 受援計画の概要.....	3
4 今後の予定.....	9

1 策定の趣旨

平成28年4月に発生した熊本地震の被災自治体において、応援の受入れの際に多くの混乱が起きたことを受け、平成29年3月に国は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を示した。

このことを踏まえ、本市においても大規模災害時に、市単独での対応が困難な場合に、国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための計画として「名古屋市大規模災害時受援計画」（以下「受援計画」という。）を策定するもの



2 本市における主な災害時応援に係る現状

名 称	主な内容
災害対策基本法	自衛隊の派遣要請
消防組織法	緊急消防援助隊の出動要請
広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画	指定都市相互による支援を基本とした応急対策及び復旧対策
災害時における応急対策業務に関する協定	各建設業協会による道路、河川等の被害状況把握、必要資機材の提供
地震等緊急時対応の手引き	日本水道協会の会員水道事業体による相互応援(応急給水、応急復旧)
下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	指定都市及び東京都による下水道工事に関する救援協力、相互支援
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	愛知県、県下54市町村、21事務組合及び50下水道管理者による一般廃棄物処理及び下水処理
全国被災建築物応急危険度判定協議会 規約	応急危険度判定士の派遣要請
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	民間企業との食糧や生活必需品等の応急生活物資供給等の協力

<参考>本市職員の参集予測(名古屋市業務継続計画【震災編】)

地震発生時刻を冬の休日18時と想定した場合における発災後7日目までの本市職員の参集予測については、一定数の職員は参集できず、発災前と同程度の職員数とはならない見込みとなっている。発災後は、避難所運営など24時間対応業務も発生することになり、交代要員の確保など長期的にも人員不足が継続することが予想される。

経過時間	発災～24時間	24～72時間	4～7日目	7日目以降
参集率	65%	75%	90%	98%

3 受援計画の概要

(1) 目的

受援とは、発災時において国、他の地方公共団体や民間団体、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの応援を受けることである。

本市職員での対応や協定等に基づく災害時応援の枠組みだけでは対応できない場合に備え、受援が必要な業務や受入体制などを事前かつ具体的に定めることが必要であるため、名古屋市地域防災計画の下位計画として位置付け策定するもの

(2) 適用条件と実施期間

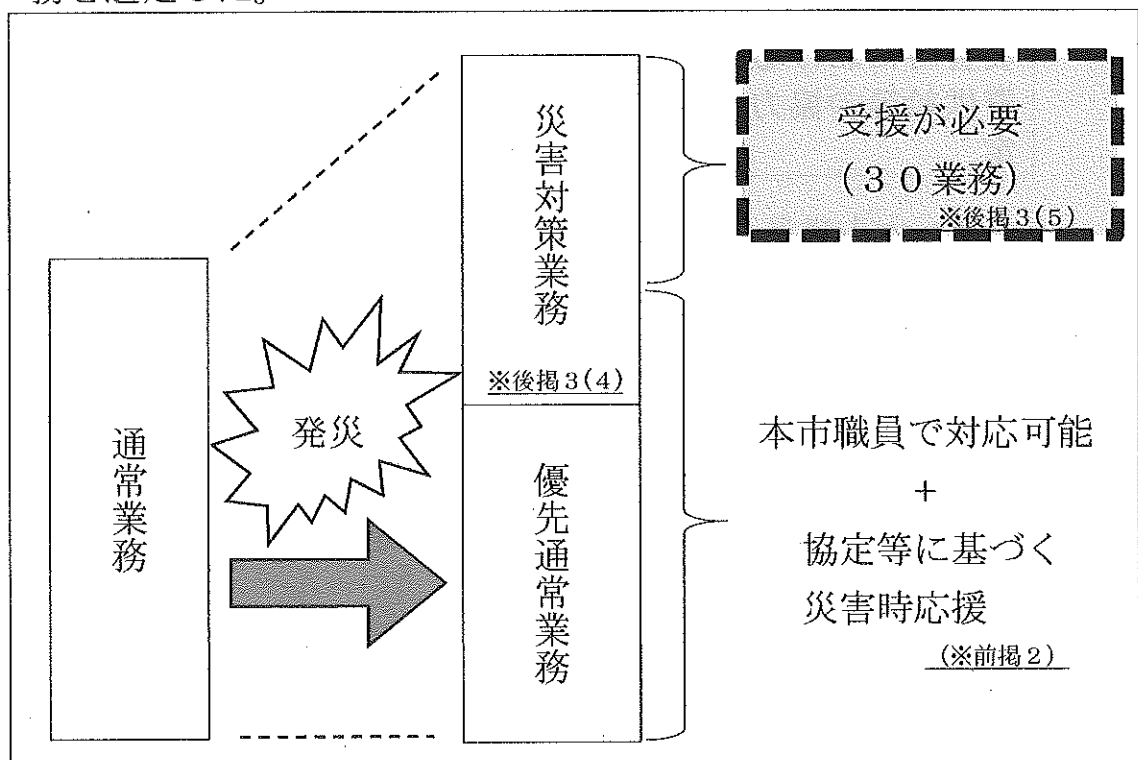
次の場合において、災害対策本部長が受援を必要と判断したときに適用。実施期間は「発災後1か月まで」を基本とする。

ア 本市内で震度6弱以上の地震が発生した場合

イ アに相当する災害が発生した場合

(3) 受援対象業務の選定の考え方

災害対策業務のうち、ガイドラインや熊本地震における熊本市の人的応援の受入実績等を考慮し、あらかじめ30の受援対象業務を選定した。



(4) 主な災害対策業務

業務開始 時間	内容	ガイドライ ンに記載	熊本市 の受入実績
直後	消火、救助活動		○
↓ 1時間	災害対策本部の設置		
	避難勧告の発令		
	避難状況の把握		
	応急給水活動		○
	報道機関への広報		
	応援要請(国、県、他都市等)		
	避難所運営	○	○
	道路等の応急復旧	○	
	医療活動		○
	上下水道管路等の応急復旧		○
↓ 1 2時間	緊急物資集配拠点運営	○	○
	教育施設の応急復旧		
↓ 1日	建物被害認定調査	○	○
	災害廃棄物の収集		○
↓ 3日	応急危険度判定		○
	災害に関する諸証明の発行		○
↓ 7日			

(5) 受援対象業務

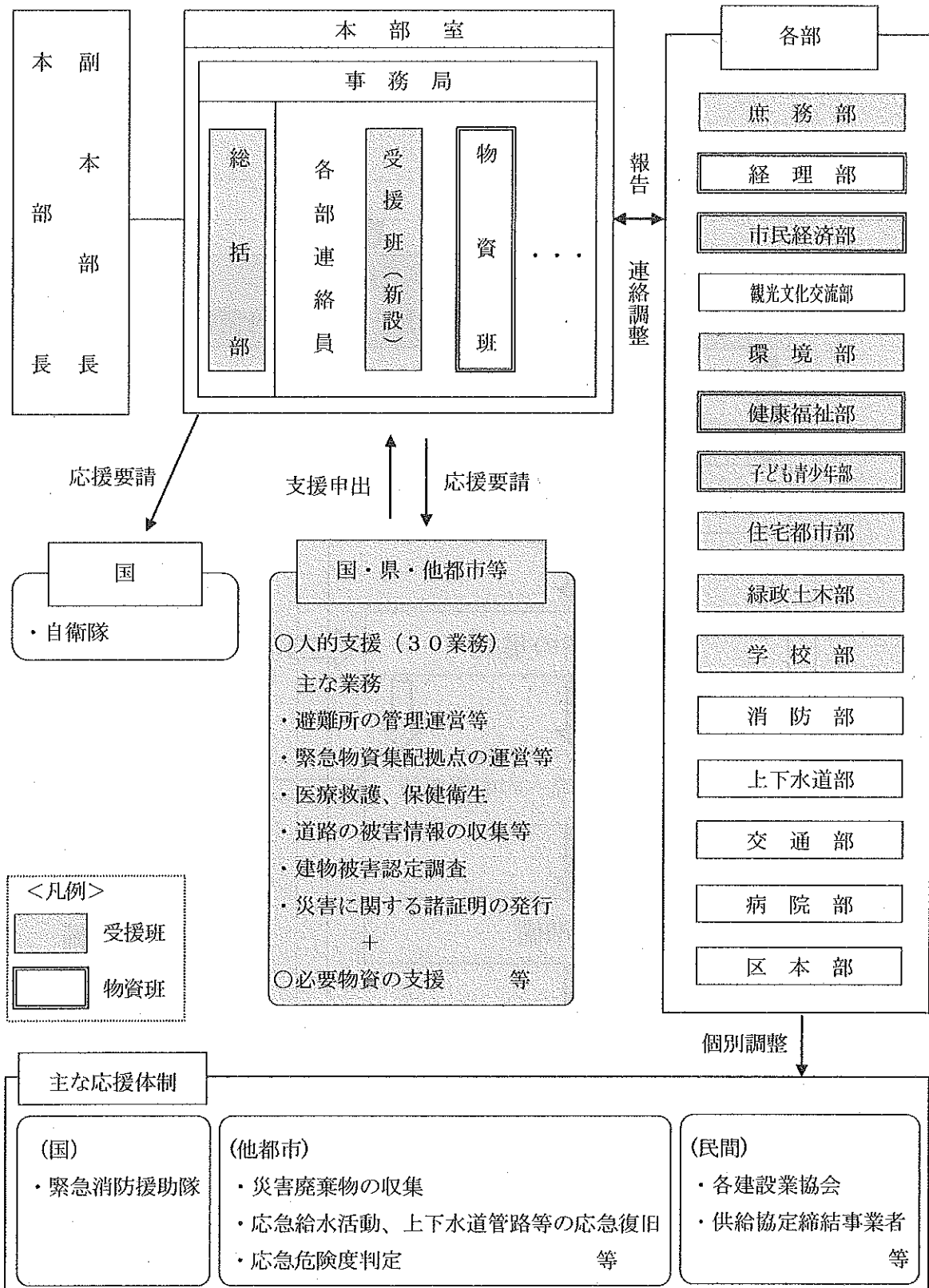
受援対象となる30業務の内、主な業務を抜すい

項 目	内 容	所管
避 難 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の管理組織の整備、管理運営 ・ 備蓄物資の配分、調達物資、救援物資の受入及び配分 	区本部
物 資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄物資の払出 ・ 緊急物資集配拠点の設置、運営 	健康福祉部
医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護、保健衛生 	区本部
道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の収集、調査 ・ 危険個所の応急復旧 	緑政土木部
被災者生活再 建	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物被害認定調査 	区本部
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に関する諸証明の発行 	区本部

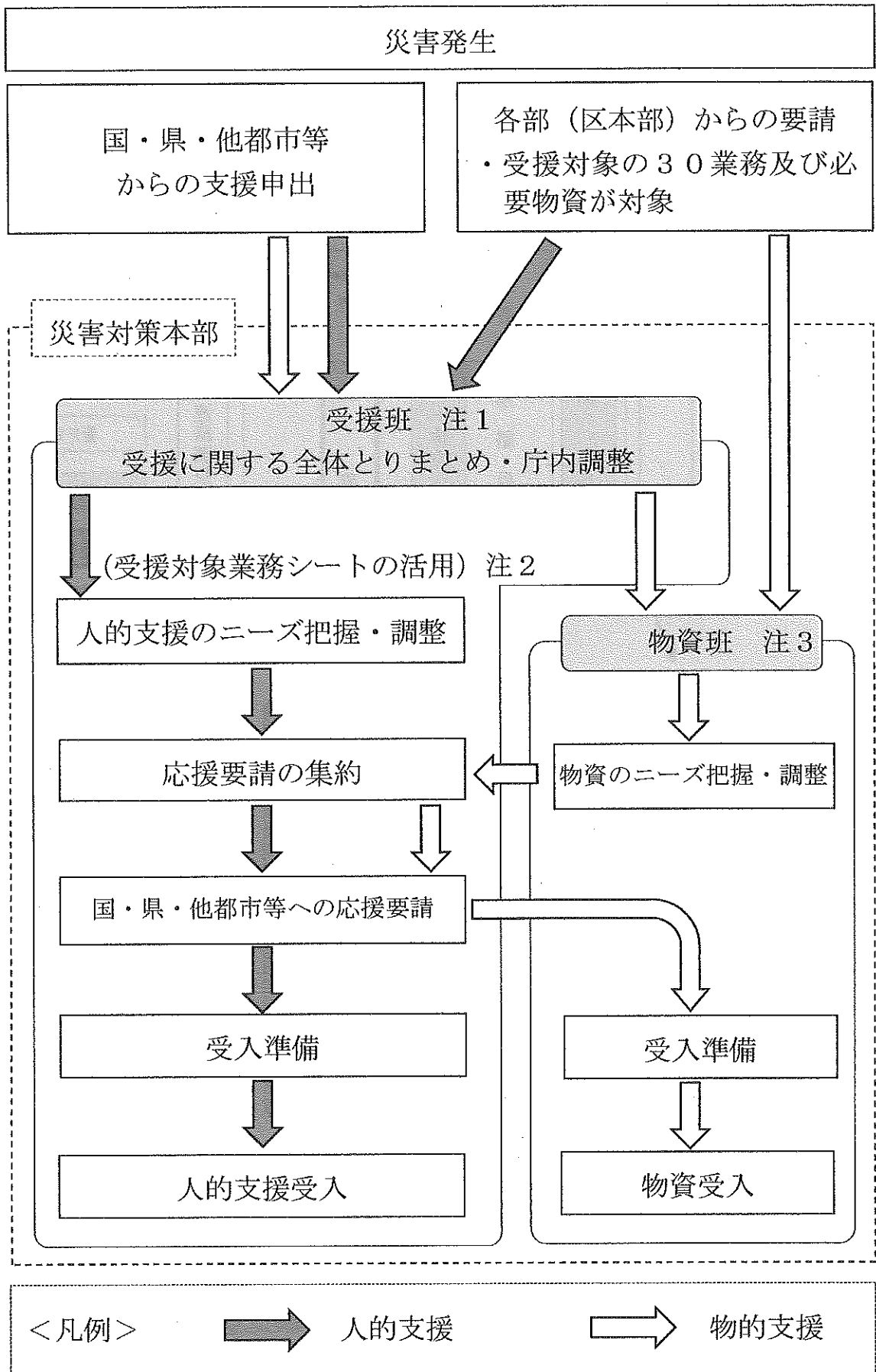
(6) 受援体制

ア 体系図

災害対策本部に、主に人的支援を担当する受援班を新たに設置する。物的支援については既存の物資班が担当する。



イ 受援業務の流れ



注1 受援班について

役割	市全体の受援に係る対外的な窓口、他都市等への応援要請等、市全体の受援状況のとりまとめなどの業務を実施 (個別協定等に基づく応援要請等は、協定等所管局にて対応)
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・総括部 (防災危機管理局) ・庶務部 (総務局・市長室等) ・市民経済部 (市民経済局) ・環境部 (環境局) ・健康福祉部 (健康福祉局) ・子ども青少年部 (子ども青少年局) ・住宅都市部 (住宅都市局) ・緑政土木部 (緑政土木局) ・学校部 (教育委員会)

注2 受援対象業務シートの活用について

人的支援に係る応援要請の際に、業務名を示しただけでは、応援側に必要な情報が提供されず、迅速かつ効率的な応援の受入れが困難になることが予想される。

そのため、あらかじめ受援対象業務ごとに受援に必要な事項(求める職種・資格、持参してほしい資機材など)を整理した受援対象業務シートを作成し、人的支援に係る受援業務の一連の流れの中で活用する。

注3 物資班について

役割	物的支援のニーズ把握等の調整、受入業務を実施
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・経理部 (財政局・会計室) ・市民経済部 (市民経済局) ・健康福祉部 (健康福祉局) ・子ども青少年部 (子ども青少年局)

4 今後の予定

時 期	内 容
平成29年11月 ～平成30年2月	防災危機管理施策の効果的な推進に係る検討 会議（幹事会・ワーキンググループ含む）
平成30年3月	策 定 ・ 公 表
平成30年度以降	訓 練 ・ 検 証